

## 四條畷市スポーツ推進委員募集要領

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条の規定に基づき、四條畷市が委嘱する委員です。規則の定めにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整及び住民に対するスポーツの実技指導、その他スポーツに関する指導、助言等を行う四條畷市の非常勤特別職の職員です。

### 1 スポーツ推進委員の役割

スポーツ推進委員は、次の職務を行います。

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整に関すること。
- (2) 住民に対してスポーツの実技指導を行うこと。
- (3) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (4) 教育機関その他行政機関の行うスポーツに関する行事又は事業について協働して取り組むこと。
- (5) スポーツ団体等の行うスポーツに関する行事又は事業について、必要に応じ、当該スポーツ団体等との連携及び協力を図ること。
- (6) 住民一般に対してスポーツについての理解を深めること。
- (7) その他、本市におけるスポーツの推進のため必要な指導助言を行うこと。

#### 【熱い思いを持った人を募集します】

- ・住民のみなさんと運動、スポーツの楽しさを分かち合いたい！
- ・市や地域の運動、生涯スポーツ推進に協力したい！
- ・熱意と行動力を提供したい！

### 2 身分

四條畷市非常勤特別職

### 3 任期

任用した日から令和10年3月31日まで

### 4 報酬

年額96,000円(源泉徴収前)

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例第2条別表)

また、公務のために出張されたときは、費用弁償として旅費を支給します。

### 5 募集人数

6人

## 6 応募資格

- (1) 令和8年4月1日現在の年齢が満18歳以上の人(高校生は除く)。
- (2) スポーツに関する関心と理解があり、市民のスポーツ活動に対する指導助言に熱意をもって取り組める人。
- (3) 次に該当する人は応募できません。
  - ①成年被後見人、被保佐人または被補助人
  - ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ③四條畷市において懲戒免職の処分を受け、当該等処分の日から2年を経過しない人
  - ④人事委員会または公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し、刑に処せられた人
  - ⑤日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、またはこれに加入した人

## 7 募集期間

随時

## 8 応募方法

所定の「申込書」に必要事項を記入し、下記申込み先に持参、郵送又は電子メールにて申し込んでください。

また、応募フォームから申し込むこともできます。

本募集要領及び申込書は、地域協働部文化・スポーツ課、市民総合体育館、市民活動センターに配架しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

## 9 選考方法

書類選考及び面接を実施いたします。

なお、応募書類は返却しません。

## 10 申込み・問い合わせ先

〒575-0052 四條畷市中野三丁目5番25号 市民総合センター1階

四條畷市地域協働部 文化・スポーツ課

電話:072-879-2121

メール:[syakaikyoku@city.shijonawate.lg.jp](mailto:syakaikyoku@city.shijonawate.lg.jp)

応募フォーム:<https://logoform.jp/form/oZYA/1265425>

申込み  
フォーム

